**２０２０年度**

**ＪＰＳＵスポーツトレーナー**

**養成カリキュラム修了認定講習会**

**《オンラインライブ配信形式》**

受講案内・申込書



**一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会**

**2020年度JPSUスポーツトレーナー養成カリキュラム修了認定講習会**

**《オンラインライブ配信形式》**

【JPSUスポーツトレーナーの領域】

体育・スポーツを基軸として広く社会に貢献できる人材で、アスレティックトレーナー領域、フィットネストレーナー領域、ストレングス＆コンディショニング領域などの共通領域に体育・スポーツ系の特色である運動実践および指導を加えたものを領域とする。

**１. 目　的：**

　 ＪＰＳＵスポーツトレーナーの役割及び、その資格取得者が持つべき能力における共通認識を図る機会とし、養成カリキュラム修了にあたり、その要点に関する演習を実施する。また、ＪＰＳＵスポーツトレーナー資格の持ち味とする“**運動指導実践”**と**“救急・予防対応”**をテスト課題として経済産業省が推奨する**“社会人基礎力を保持した運動者”**の育成を図る。

**２. 受講資格（出願条件）：下記の受講資格条件に該当する者**

（１）『2020年度修了認定講習会対象者』

①　一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会ＪＰＳＵスポーツトレーナーを認定す

る大学【ＪＰＳＵスポーツトレーナー養成認定大学】の卒業見込の者で、下記事項の全ての条件を満たす者

　　　ア.ＪＰＳＵ-ＳＴ指定カリキュラム単位の取得見込み者

※　３年生終了時点で該当カリキュラムの全てを取得した者は、修了認定講習会の受講

することができるが、本資格の授与は学士取得時とする。

　　　 イ.ＢＬＳ資格取得者（取得団体は問わない）

　　　 　※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２２年３月３１日までにＢＬＳ資格証の写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

② 　一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会ＪＰＳＵスポーツトレーナーを認定する大学【ＪＰＳＵスポーツトレーナー養成認定大学】の認定前のカリキュラム卒業生で、下記事項の全ての条件を満たす者

ア.ＪＰＳＵ―ＳＴ資格を有する認定校の専任教員からの推薦がある者（**＊資料5参照）**

　　　　　イ.ＢＬＳ資格取得者（取得団体は問わない）

※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２２年３月３１日までにＢＬＳ資格証の写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

ウ.専任教員が養成校認定前に取得した単位について、ＪＰＳＵ-ＳＴ認定カリキュラム科目に置き換えられると判断できる者**（＊資料3参照）**

③ 一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会加盟校でＪＰＳＵスポーツトレーナー認

定する大学【ＪＰＳＵスポーツトレーナー養成認定大学】の認定後のカリキュラム卒業

生で、下記の事項の全ての条件を満たす者

ア.ＪＰＳＵ-ＳＴ指定カリキュラム単位の取得者。ただし、卒業時にＪＰＳＵ-ＳＴ認定

カリキュラムの必要単位数を取得していない者は、科目等履修生により全ての認定カ

リキュラム科目数を取得または取得見込みの者は受講を認める。

イ.ＢＬＳ資格取得者（取得団体は問わない）

　　　　 　※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２２年３月３１日までにＢＬＳ資格証の写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

（２）**『２０２０年度特別認定対象者』**

　 　①　保健体育教員免許取得者で、一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会ＪＰＳＵス

ポーツトレーナーを認定する大学【ＪＰＳＵスポーツトレー ナー養成認定大学】を卒

業している者で下記の事項の全ての条件を満たす者

ア.教員免許を取得し実務経験３年以上の者（非常勤講師を含む）

　　　 イ.運動指導実践・予防救急対応実績報告書の提出者**(＊資料4参照)**

　　　 ウ.ＢＬＳ資格取得者（取得団体は問わない）

　　　　※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２２年３月３１日までにＢＬＳ資格

証の写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

② ＪＳＰＯ－ＡＴ・健康運動指導士・ＮＡＴＡ-ＡＴＣ・ＣＳＣＳ・ＪＡＴＩ－ＡＡＴＩ等の資格取得者で一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会ＪＰＳＵスポーツトレーナーを認定する大学【ＪＰＳＵスポーツトレーナー養成認定大学】の卒業生で下記の事項の全ての条件を満たす者

ア.資格取得後、実務経験３年以上の者

　　　 イ.運動指導実践・予防救急対応実績報告書の提出者**（＊資料4参照）**

　　　 ウ.ＢＬＳ資格取得者（取得団体は問わない）

※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２２年３月３１日までにＢＬＳ資

格証の写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

　　 　③ ＪＰＳＵ-ＳＴ認定校カリキュラムディレクター教員

　　　　　ア.一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会ＪＰＳＵスポーツトレーナーを認定する大学【ＪＰＳＵスポーツトレーナー養成認定大学】の所属専任教員でＪＰＳＵ－ＳＴ認定カリキュラム科目を担当している者

　　　 イ.ＢＬＳ資格取得者（取得団体は問わない）

　　 ※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２２年３月３１日までにＢＬＳ資格

証の写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

ウ.資格運営部会員の推薦書の提出者

**３. 受講者数**　約２００名

**４. 受講申込：**

（１） 申込み方法:修了認定講習会を受けようとする者は、下記により受講申込みをすること。

①指定された期日までに、所属大学担当者より一括して受講料を振り込む手続きを行うこと。

②受講願書に所定の事項を記入し、ＢＬＳ資格の写し（有効期限の記載のもの・特例措置あり）を添付して所属大学担当者に提出し、一括して一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会事務局へ送付する手続きを行うこと。

※　ＢＬＳ資格取得見込みの者は、取得見込み年月日を記載すること。

（２）申込先：〒158-0081 東京都世田谷区深沢7-1-1学校法人日本体育大学法人事務局内

**一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会事務局 一宮宛**☎03-3704-5203

（３）振込先金融機関:　みずほ銀行　世田谷支店　　口座番号　１４８５７７２（普通）

　 口座名義:　一般社団法人 全国体育スポーツ系大学協議会　会長

（４）申込期間：

　 令和２年１０月２６日（月）から１１月２０日（金）

**５.認定講習会受講料（検定料を含む）：**

　　 金額 20,000円（消費税込）

**６. 認定講習の実施日・実施場所・実施方法**

(１) 実施日：２０２０年１２月１３日（日）１０：２０～１６：２０

（２）実施場所：個人の通信環境とするが、予め所属大学において確認すること。

（３）実施方法：ライブ配信形式（Zoomミーティング）で実施し、講義＋双方向性講義（ブレ

イクアウトを用いて双方向性講義実施する。）

**７. 修了認定試験実施日・実施場所・実施方法**

　(１) 修了認定試験実施日：令和２年１２月１３日（日）～１２月２０日（日）で実施する。

（２）実施場所：所属大学で実施する。

※　修了認定試験実施日時、場所等については、所属大学事務窓口にて確認をして下さい。

（３）実施方法：論述試験（運動実践・指導に関する課題と救急・予防対応に関する課題）によ

る審査を行う。この審査に合格した者を「JPSUスポーツトレーナー養成講習会」修

了予定者として内定する。

**８.資格の登録及び認定**

（１）認定試験に合格し、ＪＰＳＵスポーツトレーナー養成カリキュラム適応科目修得証明書**(卒業を明記)**を提出した者に、JPSUスポーツトレーナーの「認定証」を交付する。

**９.その他**

（１）資格の有効期限は５年とし、更新手続きについてはホームページに掲載する。

　 （２）欠席・遅刻・早退等で受講できない科目があった場合は、認定試験の受験資格が無効となるので注意すること。

（３）受講決定者の受講料について、一度入金された受講料は、返金しないので注意すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上